

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2025年7月30日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：タイ国バンコク 230kV 地中送電線支援プロジェクト
【有償勘定技術支援】
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書

業 務 名 称 : タイ国バンコク230kV地中送電線支援プロジェクト【有償勘定技術支援】

調達管理番号 : 25a00296

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025年7月30日
独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：タイ国バンコク230kV地中送電線支援プロジェクト【有償勘定技術支援】

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修（または本邦招へい）に分けて積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2025年9月 ～ 2027年8月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回（契約締結後）：契約金額の20%を限度とする。

2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の20%を限度とする。

（６）部分払の設定¹

本契約については、１会計年度に１回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

１）２０２６年度（２０２７年２月頃）

２．担当部署・日程等

（１）選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

（２）事業実施担当部

東南アジア・大洋州部 東南アジア第四課

（３）日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
１	資料ダウンロード期限	２０２５年８月５日 まで
２	企画競争説明書に対する質問	２０２５年８月５日 １２時まで
３	質問への回答	２０２５年８月８日 まで
４	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	２０２５年８月１８日 １２時まで
５	プレゼンテーション	行いません。
６	評価結果の通知日	２０２５年８月２７日 まで
７	技術評価説明の申込日（順位が第１位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して７営業日まで (申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※２０２３年７月公示から変更となりました。

３．競争参加資格

（１）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

¹ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・ 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先： <https://forms.office.com/r/23e5PVZRGH>

- 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

（２）質問への回答

上記２．（３）日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

6. プロポーザル等の提出

（１）提出期限：上記２．（３）参照

（２）提出方法

国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。

（<https://partner.jica.go.jp/>）

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。

（https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf）

１）プロポーザル・見積書

① 電子データ（PDF）での提出とします。

② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

本見積書と別見積書はPDFにパスワードを設定し格納ください。ファイル名は「24a00123_〇〇株式会社_見積書（または別見積書）」としてください。

③ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。

④ 別見積については、「第３章４．（３）別見積について」のうち、１）の経費と２）～３）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくよう願います）。

⑤ 別提案書（第３章４．（２）に示す上限額を超える提案）がある場合、PDFにパスワードを設定し格納ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてからメールでe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

（３）提出先

国際キャリア総合情報サイトPARTNER（<https://partner.jica.go.jp/>）

（ただし、パスワードを除く）

（４）提出書類

１）プロポーザル・見積書

２）別提案書（第３章４．（２）に示す上限額を超える提案がある場合）

7. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料 1 「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料 2 「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料 3 「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100 点満点中 60 点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第 3 章 4. (2) に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位 1 位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で 60 点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の 2 点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者 1 名の配置）としてシニア（46 歳以上）と若手（35～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律 2 点の加点（若手育成加点）を行います。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点有の場合は加点後の評価点）について第 1 位と第 2 位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記 2. (3) 日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思いますと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書（案）

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

1. 企画・提案を求める水準

- ☒ 応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定したプロジェクトの目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

NO	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	タイ首都圏電力公社（MEA）の現状も踏まえた、OF（Oil-Filled）ケーブル補修にかかる研修（内製化に向けた取り組み含む）に関する提案	第3条 2.（4）
2	MEAの現状も踏まえた、OFケーブル設備診断技術にかかる研修・OJTに関する提案	第3条 2.（4）
3	トンネル補修時のケーブル防護にかかる研修に関する提案	第3条 2.（4）
4	MEAの現状も踏まえた、地中送電ケーブル	第3条 2.（5）

	の長期的管理・計画（将来的な地中送電ケーブル張り替えの可能性を含む）に関する提案	
--	--	--

3. その他の留意点

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上。
 - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2. 業務実施上の条件」参照）。
 - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「3. 競争参加資格」参照）。
- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標達成に資することを目的とする。

第2条 業務の背景

別紙「案件概要表」のとおり。

・ RD署名：2025年7月4日

☒ 別紙「案件概要表」と本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載間の齟齬がある場合は、本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載が優先される。

第3条 実施方針及び留意事項

1. 共通留意事項

別紙「共通留意事項」のとおり。

2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

（1）MEAのOFケーブル維持管理の対応状況

MEAはOFケーブル接続部の漏油の補修について、MEA自身による内製化と、ケーブルメーカーへの外部委託の2つの方策を検討している。OFケーブルの漏油状況に関する現況調査はMEAで実施中のところ、業務開始時に同調査結果をレビューする。OFケーブルの最新の技術動向、維持管理にかかる知見（課電劣化（劣化現象による絶縁破壊事故）等）を踏まえ、OFケーブルの維持管理と長期使用のための能力強化にかかる技術移転（研修・OJT等）を行う。OFケーブルの漏油部分の本格的な補修工事は、本事業の対象外としてMEAと整理済み。

（2）本プロジェクトの実施体制

本事業は、MEAを協力対象機関（カウンターパート）とする。プロジェクトダイレクターはMEAのPower System Maintenance DepartmentのDirector（部長）が務める。既存OFケーブルの維持管理はPower System Maintenance Department が所掌し、約10名の技術者が在籍している。

MEAは、所管の3区画で計7本の230kV送電線を所有し、全てOFケーブルである。各区画のOFケーブル本数は、South Thomburi-Thanontok間に2本（1998年運用開始。）、Ladprao-Vibhavdadi間に3本（2002及び2016年年運用開始。）及びBangkapi-Chidlom間に2本（2009年年運用開始。）である。

（３）協力期間内の活動

本事業では、業務（活動）を大きく2段階に分けて実施することを想定する。

1段階目では、専門家の現地活動を通じ、MEAの保有OFケーブルの現状把握、維持管理状況、技術者の知識・技術レベル、予算管理・調達能力、施工技術、メンテナンス計画・実施状況、内部研修等の確認・課題分析を行う。それらの結果を踏まえて、MEAに対してOFケーブルに関する基礎的な本邦研修を実施する。

2段階目では、1段階目の活動結果・成果・課題を踏まえ、専門家の現地活動を通じた各種助言を行うとともに、OFケーブルの維持管理に関する実務的な本邦研修、補修・維持管理に関するマニュアル等の作成、維持管理に関する運営計画、能力開発、人材育成等に関する技術移転や提言等を行う。

（４）本邦研修²

本事業では計３回（１回あたり７～１４日間程度）の本邦研修を行う。上記（３）の活動段階を踏まえ、2025年度に１回及び2026年度に２回実施することを想定する。

研修対象者は、Power System Maintenance Departmentの技術者を中心とする。１回目の本邦研修は、MEA及びPower System Maintenance Departmentの責任者（技術者以外を含む）等を主な対象とする。研修員の人数は、１回あたり１０名程度とする。

想定される主な研修内容は以下のとおり。本事業開始後にMEAの維持管理状況やMEAの技術者のレベル等を確認し、当該結果を踏まえて具体的な研修内容の調整を行う。

- ① OFケーブル補修（OFケーブル（付帯設備含む）とXLPE（CV）ケーブルの構造、点検項目、それぞれの利点・欠点。鉛工作業の方法（実践的な技能訓練を含む）に関する講義、技術実習
- ② OFケーブル設備診断技術（OFケーブル（付帯設備含む）の不具合・事故事例およびその対応方法（課電劣化にも対応した新たな設備診断法や同診断法に基

² OFケーブル補修、OFケーブル設備診断技術、トンネル補修時のケーブル保護、に関する研修に関し、MEAの現状も踏まえ、具体的な研修内容を提案すること。MEAとの協議では右記項目に関する研修を実施することについて合意をしているが、各項目の具体的な研修内容については、日本側で提供できる研修内容及び今後の調査も踏まえ検討することと整理していることから、プロポーザルにて提案を求める。なお、MEAは、OFケーブルの維持管理に関し、日常の管理を自社で行う一方で、漏油等にはケーブルメーカーへの委託により設備補修を行ってきた。近年、ケーブルメーカーはOFケーブル市場から撤退を進めており、メーカー委託による設備補修体制の維持が困難になることが見込まれていることから、MEAは自社によるメンテナンス・補修の継続に必要な関連技術やノウハウの取得と能力強化を図っている。

づく新たなメンテナンス方法を含む)) に関する講義、技術実習

- ③ 洞道補修工事の際のケーブル防護方法に関する講義
- ④ 超高圧送電ケーブルの長期的管理・計画（張り替え含む）にかかる講義
- ⑤ 超高圧送電ケーブル（OF ケーブル／CV ケーブル）、付帯設備の現場視察

本邦研修の詳細は、本事業開始後に MEA の現状把握と課題分析の結果を踏まえ、研修目的と内容にふさわしい人数を確定する。研修内容（特に鉛工等の実践的な技能訓練）や期待される研修効果等を踏まえ、同一の者が複数回参加することも妨げない。

（５）将来的な OF ケーブルの長期的管理・計画について³

MEA は将来的な OF ケーブルの取り扱い（更新や CV ケーブルへの張り替え等）につき組織的な決定はしておらず、方針は未定としている。日本の超高圧送電用ケーブルの技術動向や長期的管理、ケーブル更新の事例も踏まえつつ、当該検討に資する提言・助言を行う。

第４条 業務の内容

１．共通業務

別紙「共通業務内容」のとおり。

２．本業務にかかる事項

（１）プロジェクトの活動に関する業務

① 成果１に関わる活動

- 活動１-１：MEAによる既設OFケーブルの調査結果、維持管理状況・体制のレビューを行う。

MEAの組織体制、中長期の戦略・計画、人員体制、予算計画・配分、保有ケーブル・施設の概況、漏油を含むトラブルの発生状況、送電に関する運営状況、修繕・維持管理の実施状況、維持管理に関する計画策定・予算措置、維持管理に関するマニュアル、人材育成・研修状況、等について、現地ヒヤリングや資料収集、現場視察等を通じて確認し、課題分析を行う。MEAが実施する既設OFケーブルの調査結果を確認し、MEAの実務能力をレビューする。また、現地において、日本における超高圧送電用ケーブルに関する維持管理や技術動向に関する研修を行う。

³ 地中送電ケーブルの長期的維持管理計画に関し、MEAは最新の技術動向と実施体制・予算計画等を踏まえて策定することを検討中である。MEAとの協議では、本事業において、地中送電ケーブルの長期的維持管理計画への助言・提言を行うことが活動の一つとして整理されていることから、日本での取り組み事例や世界的な技術潮流も踏まえ、案件当初より想定される提案について確認・整理しておくことが重要である。かかる背景より、将来的な地中送電ケーブルの張り替えの可能性を含む地中送電ケーブルの長期的管理・計画に関する提案を求める。

- 活動1-2：0Fケーブル補修にかかる研修計画を策定する。

活動1-1の結果を踏まえ、0Fケーブルの補修・維持管理にかかる研修計画を策定する。

- 活動1-3：0Fケーブル補修にかかる研修（内製化に向けた取り組み事例紹介を含む）を実施する。

活動1-1、1-2を踏まえ、MEAの既存0Fケーブルの補修・維持管理に関する能力強化を進めるにあたって必要となる基礎的な内容について、日本の具体的な取り組み事例や技術動向を含む講義や視察を実施する。

- 活動1-4：0Fケーブル補修体制整備についての助言・提言を行う。

活動1-1、1-2、1-3を踏まえ、MEAの補修体制整備に向けた助言・提言を行う。

② 成果2に関わる活動

- 活動2-1：0Fケーブル設備診断技術にかかる研修・OJT計画を策定する。

0Fケーブル設備診断技術にかかる研修・OJT計画を策定にあたり、日本における「課電劣化」にも対応した新たな設備診断法の開発および同診断法に基づく新たなメンテナンス方法等を参考にする。

- 活動2-2：0Fケーブル設備診断技術にかかる研修・OJTを実施する。

活動2-1で策定した計画に基づき、本邦研修・現地でのOJTを実施する。

- 活動2-3：0Fケーブル設備診断にかかるマニュアルを整備する。

MEAが保有する既設0Fケーブルの施工メーカーが提供したマニュアルを分析・検証し、MEAの技術力、実務能力の課題分析結果を踏まえ、「課電劣化」への対応及び設備診断方法も含めたマニュアルを作成／改訂する。

③ 成果3に関わる活動

- 活動3-1：トンネル補修時のケーブル防護にかかる研修計画を策定する。

MEAによる洞道トンネル補修時のケーブル防護の対応状況やマニュアル、実務的な課題等を把握・分析の上、改善に係る提言をまとめるとともに、必要な研修計画を策定する。なお、洞道トンネル自体の補修工事にかかる課題／対応は、本事業の対象外とする。

- 活動3-2：トンネル補修時のケーブル防護にかかる研修を実施する。

活動3-1で策定した研修計画に基づき、研修を実施する。

④ 成果4に関わる活動

- 活動4-1: MEAによる、地中送電ケーブルの長期的管理・計画のレビューを行う。

既設OFケーブルの漏油や補修対応の状況等を踏まえた、MEAの長期的管理に向けた計画内容を確認し、同計画のレビュー、課題分析を行う。その際、技術的側面のみならず、予算や人員、能力といった組織や運営面の点についても含めて確認する。

- 活動4-2: 地中送電ケーブル張り替えの事例紹介・研修を行う。

日本における、OFケーブルからXLPE (CV) ケーブルへの張り替え計画、張り替えの検討にあたってのポイント、具体的な張り替え等につき、現地で事例紹介を行うとともに、本邦研修を通じて視察や講義を実施する。

- 活動4-3: 地中送電ケーブルの長期的管理・計画への助言・提言を行う

活動4-1でのMEAの地中送電ケーブルの長期的管理に向けた計画内容も踏まえつつ、MEAにおける超高圧送電用ケーブルの長期的管理・計画に関する助言・提言を行う。

適切な維持管理を通じて既設OFケーブルの施設寿命を延ばしつつ、中・長期的にはOFケーブルのXLPE (CV) 化を検討していることから、MEAの意向・計画も踏まえつつ、段階的な移行計画も含めた助言を行う。

3. 本邦研修・招へい

- ☒ 本プロジェクトでは、本邦研修・招へいを実施する。

本邦研修・招へい実施業務は、本契約の業務には含めず、別途契約書を締結して実施する（発注者が公開している最新版の「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に準拠）

- ☒ 想定規模は以下のとおり。

目的・研修内容	OFケーブルの補修・維持管理、設備の診断技術、洞道トンネル補修時のケーブル保護及びケーブル移送に関する知見・技術を学ぶ。併せて、日本の電力会社における経営戦略や技術動向を参考に、次世代ケーブルへの更新を含む中長期的な超高圧送電用ケーブルの運営・維持管理の方策についても知見や技術を学ぶ。本邦研修を通じ、MEAの維持管理体制の強化や、超高圧送電用ケーブルの長期的管理・計画の策定・実施を促進する。
実施回数	合計3回

対象者	MEA責任者・計画部門、OFケーブル維持管理部門、技術者
参加者数	約10名/回
研修日数	約7～14日（海外渡航・移動日を含む）/回

4. その他

① 収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
 - ・ データ格納媒体：CD-R（CD-R に格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）
 - ・ 位置情報の含まれるデータ形式：KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。（Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出）

② ベースライン調査

- ☒ 本業務では当該項目は適用しない。

③ インパクト評価の実施

- ☒ 本業務では当該項目は適用しない。

④ C/P のキャパシティアセスメント

- ☒ 本業務では以下の対応を行う。
- 受注者は、実施機関を対象とし、OF ケーブルの維持管理能力の現状の詳細な把握やキャパシティアセスメントを行い、その結果を踏まえ、その後の能力強化の重点項目や範囲、達成レベル等を設定する。

⑤ エンドライン調査

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

⑥ 環境社会配慮に係る調査

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

⑦ ジェンダー主流化に資する活動

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

第5条 報告書等

1. 報告書等

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後10営業日以内	日本語	電子データ	
ワーク・プラン	契約締結後1ヶ月以内	英語	電子データ	
モニタリングシート	契約締結後半年ごと	英語	電子データ	
業務進捗報告書	契約締結12ヶ月後	日本語	電子データ	
業務完了報告書	契約履行期限末日	日本語	製本	2部
			CD-R	2部
事業完了報告書 (技術協力作成資料を含む)	契約履行期限末日	英語	製本	2部
			CD-R	2部

- 業務完了報告書及び事業完了報告書は、履行期限 3 ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは C/P 等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

共通仕様書第6条に記された内容を含めて作成する。

(2) ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクト実施体制
- ⑤ 業務フローチャート
- ⑥ 詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure 等の活用）
- ⑦ 要員計画
- ⑧ 先方実施機関便宜供与事項
- ⑨ その他必要事項

(3) モニタリングシート

発注者指定の様式に基づき作成する。

(4) 業務完了報告書（及び業務進捗報告書）

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② 活動内容
- ③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- ④ プロジェクト目標の達成度
- ⑤ 上位目標の達成に向けての提言（業務完了報告書の場合）もしくは次期活動計画（業務進捗報告書の場合）

添付資料（添付資料は作成言語のままでよい）

- (ア) 業務フローチャート
- (イ) WBS 等業務の進捗が確認できる資料
- (ウ) 人員計画（最終版）
- (エ) 研修員受入れ実績
- (オ) 現地研修（遠隔研修を含む）・セミナーの実施実績（実施した場合）
- (カ) その他活動実績

(5) 事業完了報告書

発注者指定の様式に基づき作成する。

2. 技術協力作成資料

本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、業務完了報告書にも添付する。

- (1) OF ケーブル設備診断に係るマニュアル
- (2) OF ケーブル維持管理に係るマニュアル
- (3) OF ケーブル補修に係るマニュアル

3. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- (1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- (3) 詳細活動計画（WBS 等の活用）
- (4) 活動に関する写真

第6条 再委託

☒ 本業務では、再委託を想定していない⁴。

第7条 機材調達

☒ 本業務では、機材調達を想定していない。

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

⁴ ただし、再委託による業務の遂行が不可欠と考える業務がある場合には、当該業務の内容・方法及び再委託によることが必要な理由を詳述し、協議する。

案件概要表

1. 案件名

国名:タイ王国(タイ)

案件名:(和名)バンコク 230kV 地中送電線支援プロジェクト

(英名) The Project for Bangkok 230kV Underground Transmission Line Maintenance, Operation and Replacement Technology

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における電力セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

タイ国内の最大電力は、1993 年から経済危機前の 1997 年まで年平均 9.29% (前年比) で増加したものの、経済危機の影響を受けた 98 年、99 年はそれぞれ前年を下回った。しかしながら、2000 年、2002 年には、経済の回復に伴い過去の最大電力の記録を更新した。首相府傘下の国家エネルギー政策事務局の需要予測では、2002 年以降も 2011 年まで最大電力が年平均 5.9% (前年比) の増加し、タイ首都圏電力公社 (MEA) 供給エリアでは 4.5% (前年比) の増加が想定されていた。かかる状況の中、タイ政府は、電力の安定供給のため、発電設備と送配電線設備の継続的な増強を進め、バンコク中心部への電力供給信頼度の向上を目的として、自己資金や日本政府の円借款による地中送電用トンネル整備と新送電線の超高圧送電用ケーブル (OF (油浸絶縁) ケーブル) 敷設を進めた。

経済産業省・質高インフラ海外展開 F/S 事業 (2018 年度) 「アジア地域・メーカー及びユーティリティーの連携による送電分野の O&M 協力等を通じたインフラ輸出の事業実施可能性調査」によると、MEA が保有する OF ケーブルの接続部における漏油が生じており、絶縁破壊事故のリスクが報告されている。絶縁破壊事故による停電が生じた場合のタイの経済・社会への甚大な影響が予測されており、設備補修の対応が必要とされている。

MEA は、OF ケーブルの維持管理に関し、日常の管理を自社で行う一方で、漏油等にはケーブルメーカーへの委託により設備補修を行ってきた。近年、超高圧送電ケーブルが架橋ポリエチレン材質の絶縁体を使用した CV ケーブルに移行する中、OF ケーブル市場は縮小傾向にあり、ケーブルメーカーは同市場から撤退を進めており、メーカー委託による設備補修体制の維持が困難になることが見込まれている。かかる市場動向を踏まえ、MEA は自社によるメンテナンス・補修の継続に必要な関連技術やノウハウの取得と能力強化が急務となっている。

タイにおける今後の電力需要は、電源開発計画 (Power Development Plan 2018-2037 Revision1) によれば、2018 年 (46GW) から 2037 年 (77.2GW) まで、31GW の増加が予測されており、基幹送電線の維持管理はますます重要となるため、OF ケーブルの維持管理に必要な技術移転を通じ、MEA による OF ケーブルの維持管理にかかる能力強化を支援することは急務である。

(2) 電力セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け、課題

我が国の「対タイ王国国別開発協力方針 (2024 年 9 月)」では、ODA の基本方針において「我が国とタイは、政治、経済、文化等幅広い分野で緊密な関係を築いており、人的交流も極めて活発である。」とし、タイの持続的な発展のためには、持続可能な開発目標 (SDGs) に沿って、産業の高度化を見据えた人材育成や研究開発能力強化、地域連結性

の向上にも資する質の高いインフラ整備、防災対策の推進及びエネルギー・環境・気候変動対策といった課題と位置付けている。JCAP においても、産業の基盤となる社会・経済インフラの発展等を推進することの重要性が分析されており、都市・地域開発分野への支援の必要性が指摘されている。本事業は、タイにおける電力分野の経済発展の基盤となる重要な基礎インフラの適切な維持管理を支援するものであり、上記方針に合致する。

また、「JICA グローバルアジェンダ(2022 年 6 月)」の資源・エネルギー事業戦略では、送配電ネットワークの強化を協力方針の 1 つとしており、本事業は同方針に合致する。電力の安定供給を確保することは、SDGs ゴール 9「産業と技術革新の基盤を作る」にも貢献する。

また、「JICA グローバルアジェンダ(2022 年 6 月)」の資源・エネルギー事業戦略では、送配電ネットワークの強化を協力方針の 1 つとしており、本事業は同方針に合致する。電力の安定供給を確保することは、SDGs ゴール 9「産業と技術革新の基盤を作る」にも貢献する。

- (3) 他の援助機関の対応
特になし。

- (4) 附帯する円借款/海外投融資事業との関係性

本事業は、円借款「バンコク230kV地中送電線建設事業」を通じ整備された範囲を含む MEAが管理するOFケーブルに関する維持管理能力を強化するもの。当該円借款事業の開発効果の持続に寄与する事業である。

3. 事業概要

- (1) 事業目的

本事業は、首都圏電力公社（MEA）を対象にOFケーブルの維持管理に必要な技術移転を通じ、MEAの能力強化と実施体制の強化を図り、もってバンコク中心部への電力供給信頼度の向上を通じバンコク首都圏の産業・経済発展の下支えに 貢献するもの。

- (2) プロジェクトサイト／対象地域名
バンコク都

- (3) 本事業の受益者(ターゲットグループ)
直接受益者：タイ首都圏電力公社（MEA）
最終受益者：バンコク首都圏の住民（約 1,400 万人）

- (4) 事業実施期間
2025年9月～2027年9月（計24か月）

- (5) 事業実施体制
タイ首都圏電力公社（Metropolitan Electricity Authority: MEA）

- (6) 投入(インプット)

- 1) 日本側

- ① 短期専門家派遣(合計約 10 人月):

- 総括／維持管理計画
- 研修企画・能力開発

- ケーブル維持管理技術
- 設備診断技術
- ケーブル防護・移転技術

② 本邦研修(ケーブル維持管理、設備診断技術、等)

2) タイ側

- ① カウンターパートの配置
- ② 案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供
- ③ OF ケーブルに関する概況調査
- ④ 技術移転後の OF ケーブル本格補修、OF ケーブル洞道補修(保全含む)の実施、それらに必要な予算の確保

(7) 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

- ・経済産業省・質高インフラ海外展開 F/S 事業(2018 年度)「アジア地域・メーカー及びユーティリティーの連携による送電分野の O&M 協力等を通じたインフラ輸出の事業実施可能性調査」

同調査では、タイ側のニーズ及び課題として、①経年 OF ケーブル漏油への対応、②経年 OF ケーブルの保守対応力向上、③経年 OF ケーブル診断技術の移転、④アセットマネジメントによる更新年次策定、⑤CV ケーブルへの更新提案が特定されたが、COVID-19 の影響により検討の中断を余儀なくされ、また、この間、各ケーブルメーカーが OF ケーブルからの事業撤退を決めたこと等により、具体的な事業には至っていない。

2) 他開発協力機関等の援助活動

- ・特になし

(8) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮:

- ① カテゴリー分類:C
- ② カテゴリー分類の根拠:

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項:特になし

3) ジェンダー分類:

【対象外】「(GI) ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件」

<活動内容／分類理由>

ジェンダー平等や女性のエンパワメントに資する具体的な取組について指標等を設定するに至らなかったため。

(9) その他特記事項

特になし。

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標

バンコク首都圏における地中送電ケーブルを通じた電力の安定供給が維持される。

指標及び目標値：

- 地中送電設備のトラブルによる送電停止回数が減少する。
- 確立された維持管理体制・手法に基づいて、地中送電ケーブルの維持管理が継続的に実施される。

(2) プロジェクト目標

MEA の地中送電ケーブルの維持管理に関する能力が強化される。

指標及び目標値：

- 新たな補修体制や習得した設備診断技術、補修技術に基づき、MEA による維持管理が行われる。

(3) 成果

成果 1： OF ケーブルの補修体制が整備される。

成果 2： OF ケーブルの最新の設備診断技術に関する MEA 能力が強化される。

成果 3： 地中送電ケーブル用トンネル補修時の、ケーブル防護及びケーブル移転に関する MEA の能力が向上する。

成果 4： 地中送電ケーブルの長期的管理・計画に関する MEA の能力が強化される。

(4) 主な活動

活動 1-1： MEA が実施した既設 OF ケーブルの調査結果及び OF ケーブルの維持管理状況・体制のレビューを行う。

活動 1-2： OF ケーブル補修にかかる研修計画を策定する。

活動 1-3： OF ケーブル補修にかかる研修（内製化に向けた取り組み事例紹介を含む）を実施する。

活動 1-4： OF ケーブル補修体制整備についての助言・提言を行う。

活動 2-1： OF ケーブル設備診断技術にかかる研修・OJT 計画を策定する。

活動 2-2： OF ケーブル設備診断技術にかかる研修・OJT を実施する。

活動 2-3： OF ケーブル設備診断にかかるマニュアルを整備する。

活動 3-1： トンネル補修時のケーブル防護にかかる研修計画を策定する。

活動 3-2： トンネル補修時のケーブル防護にかかる研修を実施する。

活動 4-1： MEA による、地中送電ケーブルの長期的維持管理計画のレビューを行う。

活動 4-2： 地中送電ケーブル張り替えの事例紹介・研修を行う。

活動 4-3： 地中送電ケーブルの長期的維持管理計画への助言・提言を行う。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

- MEA が OF ケーブルの維持管理に必要な体制を維持すること。
- MEA が設備の維持管理や研修に必要な予算を適切に確保すること。

(2) 外部条件

- 特になし。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

パキスタン国「送変電設備維持管理研修能力強化支援プロジェクト」（評価年度 2019 年）の終了時評価調査では、組織能力強化に向けた効果的な本邦研修とニーズアセスメントの重要性が教訓として挙げられている。本事業では、案件実施の初年度（初期）に、維持管

理の基礎にかかる研修を実施すると共に、MEA の既設ケーブルの維持管理についての現状・課題の確認を行い、当該対応を踏まえた専門家による指導・研修等を行う。

7. 評価結果

本事業は、我が国及び JICA の協力量針・分析に合致し、地中送電ケーブルの維持管理に必要な技術移転を通じて安定的な電力供給の維持に貢献するものであり、持続的な経済の発展と成熟する社会への対応に資する。SDGs ゴール 9「産業と技術革新の基盤を作る」にも貢献すると考えられることから、事業実施の必要性は高い。

8. 今後の評価計画

- (1) 今後の評価に用いる主な指標
上記4. のとおり。
- (2) 実施中モニタリング計画
Monitoring Sheet に基づくモニタリングを実施。

以 上

共通留意事項

1. 必須項目

(1) 討議議事録 (R/D) に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録 (R/D) に基づき実施する。

(2) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

(3) プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めた PDM (Project Design Matrix)、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更にあたっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

(4) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえるよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務める。

（５）他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

（６）根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

以 上

共通業務内容

1. 業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

2. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的にC/Pと運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及びC/Pとともに事前に定めた頻度で（1年に1回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書（モニタリングシート）をC/Pと共同で作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリング、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/Pと成果指標のモニタリング体制を整える。
- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既に実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

3. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使えるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

4. 業務完了報告書／業務進捗報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

以 上

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：OF ケーブルに関する運営・維持管理等に係る業務。

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

* 1) 及び 2) を併せた記載分量は、15 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／○○○

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／○○○）格付の目安（2号）】

① 対象国及び類似地域：タイ国及び全世界

② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

（１）業務工程

2025年9月より業務を開始し、2027年8月の終了を予定しています（約24ヶ月）。

（２）業務量目途と業務従事者構成案

１）業務量の目途

約 16.45 人月

本邦研修に関する業務人月6.45を含む（本経費は定額計上に含まれる）。なお、上記の業務人月には、事前業務も含まれます。

２）渡航回数を目途 延べ12回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（３）現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

➤ 該当なし

（４）配付資料／公開資料等

１）配付資料

➤ 本プロジェクトの R/D

２）公開資料

➤ バンコク230kV地中送電線建設事業 （ODA見える化サイト）

<https://www.jica.go.jp/oda/project/TXXVII-1/index.html>

➤ アジア地域・メーカー及びユーティリティーの連携による送電分野のO&M協力等を通じたインフラ輸出の事業実施可能性調査 調査報告書（経済産業省、平成31年3月）

https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11663694/www.meti.go.jp/medi_lib/report/H30FY/000470.pdf

➤ タイ王国 JICA 国別分析ペーパー

https://www.jica.go.jp/overseas/thailand/_icsFiles/afieldfile/2025

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	有（MEAオフィス内）
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	有
6	Wi-Fi	有

(6) 安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA タイ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

（１）契約期間の分割について

第１章「１．競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

（２）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積りが提出された場合、同提案・見積りは企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積りとしてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積りは技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含める可否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積りとして提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積りにはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積りとなる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

46,477,000円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（３）別見積りとしている項目、及び（４）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積りには含めないでください）。

※ 本見積りが上限額を超えた場合は失格となります。

（３）別見積りについて（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積りとして認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について

本案件は定額計上があります（22,604,600円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする 経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	本邦研修（3回）にかかる経費	「第2章 特記仕様書、第4条 業務の内容、3. 本邦研修・招へい	22,604,600円	報酬（事前業務（3号 0.4人月/回及び5号1人月/回で想定、提案は認めない）、及び同行（現時点では3号（3名合計）2.25人月：研修内容を踏まえ提案、見直し可）、直接経費2,510,000円（3回合計））	報酬 国内業務費

(5) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

(6) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

以 上

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配 点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	60	
(2) 要員計画／作業計画等	(10)	
ア) 要員計画	5	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力：業務主任者／〇〇	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／〇〇	(一)	(8)
ア) 類似業務等の経験	—	4
イ) 業務主任者等としての経験	—	2
ウ) 語学力	—	1
エ) その他学位、資格等	—	1
3) 業務管理体制	(一)	(4)